**自動車運転評価モデル事業　平成28年度からの変更について（案）**

資料２－２

**事業開始からの経緯**

高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業は平成26年9月より開始した。本事業は、既に自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がい者の方が、安全に運転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府公安委員会（運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー）に提出するための診断書を取得することを目的とし、医師による診察、神経心理学的検査、自動車学校での運転技能評価などを実施してきた。

**現在の事業の流れ**

相談窓口は、大阪府民（堺市以外）の方は大阪府障がい者自立相談支援センター、堺市民の方は堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンターで行っている。

また、大阪府民・堺市民ともにSTEP２・STEP５の医師診察は大阪府立急性期・総合医療センター、STEP4の実車評価は阪和鳳自動車学校にて実施をしている。

しかし受付（STEP１）から事業終了（STEP５）まで最大で６ヶ月かかっている状況にあり、各段階で順番待ちが発生している。

**平成28年度からの変更点**

事業の流れの中で特に時間を要する医師診察（STEP２、STEP５）の滞留等を少しでも解消し、モデル事業の運営を円滑に行うため、大阪府と堺市の実施主体を分け、独立した形で行うこととする。

なお、事業の流れや実施している検査内容は、引き続き大阪府と堺市において共通の内容で実施し、検証等の作業は大阪府と堺市のケースを併せて行う。

※具体的な事業の流れについては資料2－3参照